

福祉サービス一覧表(新宮町社会福祉協議会)

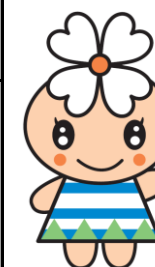
♡くらしの相談

サービス名	内容	対象者	備 考
暮らしの相談窓口 (町受託事業 含)	■心配ごと相談 ※予約不要 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情など身の回りに起こっている心配ごと等の人権擁護委員、行政相談委員が相談に応じます。	町在住で、心配ごとのある人	・月1回(第2火曜日) 午前10時～午後3時 ・福祉センター ・利用料 無料 ※1人あたり30分 会場に2時30分までお越し下さい。
	■福祉なんでも相談 ※予約不要 高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談に社会福祉協議会職員が応じます。		
	■法律相談 ※予約必要 法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士が適切なアドバイスを行います。	町在住の人 ※裁判所で起訴中のもの、弁護士に依頼済みのものは受付できません ひとつの内容に1回の利用に限ります	・奇数月15日前後 午後1時～4時まで ・福祉センター ・利用料 無料 ・定員 6人 ※1人あたり30分
日常生活 自立支援事業	住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理のお手伝いをします。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 ・書類等預かりサービス	町在住で、認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分のため日常生活でお困りの人 (認知症などの診断書や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がなくても利用できます)	・相談は無料 ・利用時間、内容に応じて設定あり 利用料1,000円～ ※生活保護を受けている人は無料
法人後見事業	日常生活自立支援事業での対応が難しくなった人が、これからも安心して地域で暮らすことができるように、社会福祉協議会が後見人となり支援します。	町在住で、判断能力が低下した人	・自己負担金あり 詳しくは社会福祉協議会へ
貸付事業(町・県事業)	○総合支援資金 離職などにより収入が無くなった人が、再就職し生活を再建するまでの間に必要な費用。 ○福祉資金 日常生活を送る上で、一時的に必要なであると見込まれる費用。 ・生業を営むのに必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・障がい者用自動車の購入に必要な経費等 ○教育支援資金 学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学及び入学に際し必要な費用	町在住の低所得者で貸し付けを受けることにより、安定生活ができる人で、他の融資を受けることが困難な人	※この他にも種類があります 詳しくは社会福祉協議会へ



♡高齢者や障がいのある人へ

サービス名	内容	対象者	備 考
車いすの貸出	一時的な貸し出しをします。	町在住で、外出時などに必要な人	・貸出期間 1カ月程度
移送サービス	車イス(2台)のまま乗れるリフトカーの貸出。 運転する人がいない場合には、運転ボランティアによる送迎を調整することもできます。	新宮町社会福祉協議会の社協会員 在宅で外出の際に車いすを使用する人	・月2回まで ・利用料 無料 ※駐車場代等の実費は利用者が負担
手話通訳派遣事業 (町受託事業)	聴覚障がい者に対して、手話通訳奉仕員を派遣し、社会参加と日常生活の利便を図ります。	町在住の聴覚障がい者で、身体障害者手帳の交付を受けている人 ※町の認定を受けた人	・24時間、365日対応
ホームヘルプサービス (介護保険事業)	日常生活において、買い物・調理・掃除・洗濯などの家事支援や、外出介助・排泄介助・体位交換などの身体介助をホームヘルパーが行います。	介護認定のある人 ※町に申請をして介護認定を受ける必要があります	・年中無休 午前5時～午後11時 ・利用料 利用時間や内容に応じて設定あり
ホームヘルパー派遣受託事業(町受託事業)	日常生活において家事(掃除・買い物等)や身体を介助し、自立を支援します。	町在住のおおむね65歳以上で、介護認定非該当の人 ※町の認定を受けた人	・利用料 世帯の状況により町が決定
地域生活支援事業 (町受託事業)	屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出及び活動等の社会参加のための移動支援をします。	障がい者であって外出時に移動の支援がと認めた人 ※町の認定を受けた人	・利用料 世帯の状況により町が決定
ホームヘルプサービス	日常生活において、買い物・調理・掃除・洗濯などの家事支援や外出介助・排泄介助・体位交換などの身体介助をホームヘルパーが行います。	障がい者福祉サービスを受給証をもっている人	・年中無休 午前5時から午後11時まで ・利用料 世帯の状況により町が決定
あんしん生活支援事業	介護保険制度等では対応できない日常生活の困りごとを社協ヘルパーがお手伝いします。 ・家事援助 ・身体介護	65歳以上の人 障がいのある人 一時的な病気や産前産後などで家事や介護にお手伝いが必要な人	・月曜日～土曜日 午前8時～午後6時 (祝日、年末年始除く) ・利用料 500円～ ※利用時間、内容に応じて設定あり
在宅重症心身障がい者通所事業(町受託事業)	在宅で介護が必要な重度の障がい者に対して、施設内で一時的にお預かりし、介護を行います。	障がいのある人 ※町の認定を受けた人	・月曜日と火曜日 午前9時30分～午後4時 (祝日、お盆、年末年始除く) ・福祉センター ・利用料 世帯の状況により町が決定



♡子育て中の人へ

サービス名	内容	対象者	備 考
地域子育て支援センター事業(町受託事業) かんがるーひろば	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者と、その子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い相互に交流する場を提供します。	原則0～3歳の乳幼児とその保護者の人	・火曜日～土曜日 午前9時30分～午後3時 (祝日、年末年始除く) ・福祉センター ・利用料 無料(行事により実費あり)
出張ひろば ☎(092)963-0134	かんがるーひろばが休みの月曜日に、スタッフの見守りの中親子で遊べます。	原則0～3歳の乳幼児とその保護者の人	・月曜日 午前9時30分～午後2時30分 (祝日、年末年始除く) ・ふれあい交流館 ・利用料 無料
ファミリーサポートセンター事業(町受託事業) ☎(092)692-9622	育児の援助を行いたい人(まかせて会員)と育児の援助を受けたい人(おねがい会員)をセンターが仲介して、会員同士で支え合う会員組織です。	【おねがい会員】 生後6カ月～小学校6年生の子を持つ親で、町内在住または町内で勤務している人 【まかせて会員】 指定の講座を修了した人	【センター開所】 ・月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日、年末年始除く) ・福祉センター 【サービス提供時間】 ・午前7時～午後9時 ・利用料 600円～ ※利用日時、内容に応じて設定あり
ひとり親家庭日常生活支援事業 (町受託事業)	日常生活において、家事(掃除、買い物等)や児童の保育所送迎を支援します。	ひとり親家庭 ※町の認定を受けた人	・利用料 世帯の状況により町が決定
あんしん生活支援事業	制度では対応できない日常生活の困りごとを社協ヘルパーがお手伝いします。 ・家事援助	一時的な病気や産前産後などで家事等にお手伝いが必要な人	・月曜日～土曜日 午前8時～午後6時 (祝日、年末年始除く) ・利用料 500円～ ※利用時間、内容に応じて設定あり

